

★ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間 ★

「粉じん障害防止対策に関する意識高揚と自主的な粉じん障害防止対策の取り組みを！」

— 実施期間 令和3年9月1日～令和3年9月30日 —

神戸西労働基準監督署

趣旨

粉じん障害の防止については、これまで8次にわたって、粉じん障害防止総合対策を推進してきましたが、対策のより一層の実効確保を図るため「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに平成30年度からは第9次粉じん障害防止総合対策がスタートしており、引き続き9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として設定することとしました。

重点事項

- ❖ 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん対策
- ❖ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ❖ 呼吸用保護具の使用徹底及び適正な使用
- ❖ アーク溶接作業、金属等の研磨作業における粉じん対策
- ❖ じん肺健康診断の着実な実施
- ❖ 離職後の健康管理の推進

屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業

- 呼吸用保護具使用の徹底とその要旨を掲示
- 粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等
- 衛生委員会における調査、審議、周知徹底

アーク溶接作業

- 呼吸保護具の着用の徹底及び適正な着用
- 健康管理対策の推進、健康管理教育の徹底

ずい道等建設工事

- ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底
- 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

金属等の研磨作業

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底
- 局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施
- 作業環境測定、特別教育、呼吸用保護具の着用、たい積粉じん対策、健康管理対策の推進

呼吸用保護具の使用徹底、適正な使用

- 保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進
- 電動ファン付き呼吸用保護具（PAPR）の使用

じん肺健康診断

- じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

離職後の健康管理

- じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

事業主の皆様へ

粉じん作業を有する事業場におかれましては、当月間の趣旨をご理解いただき、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定し、呼吸用保護具や局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等の定期的な実施等、粉じん対策の推進を図っていただきますようお願いいたします。



フェイスシールド型PAPR